

第 1 専攻及び課程

第 1 条 本教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

経営管理専攻

第 2 条 経営管理専攻の課程は、専門職学位課程とする。

第 2 条の 2 京都大学通則（以下「通則」という。）第 53 条の 2 第 3 項ただし書の規定による標準修業年限は、1 年 6 月とする。

2 前項の規定は、教育部教授会（以下「教授会」という。）が定める資格又は要件を具備する者について、教授会が定める教育課程を履修する場合に適用する。

第 2 入学

第 3 条 入学手続及び入学者選抜方法は、教授会で定める。

2 通則第 53 条の 15 において準用する通則第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第 4 条 入学者の決定は、教授会で行う。

第 3 転学及び転部

第 5 条 通則第 53 条の 15 において準用する通則第 40 条第 1 項の規定により本教育部に転学又は転部を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第 4 授業及び学修方法

第 6 条 科目、その単位数及び授業時間数に関する事項は、教授会で定める。

第 7 条 通則第 53 条の 7 第 1 項の規定により他の研究科等の科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長に願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。

第 8 条 通則第 53 条の 8 第 1 項又は第 2 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第 9 条 次の各号に掲げる科目及び単位数は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目及び単位数として認定することができる。

(1) 転学又は転部前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及び単位数の一部又は全部

(2) 前 2 条の規定により履修した科目及び単位数の一部又は全部

(3) 通則第 53 条の 9 第 1 項の規定により本教育部に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第 5 試験

第 10 条 科目の試験は、毎学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第6 課程修了の認定

第11条 通則第53条の12第1項の規定により課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、教授会の定める科目につき42単位以上を修得することとする。

第12条 課程の修了の認定は、教授会で行う。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第13条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第14条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年達示第41号)

この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年達示第28号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

京都大学経営管理大学院における科目履修の考え方および注意

1. 学年制

本大学院は学年制を導入しており、同一学年には2年間しか在籍できません。この2年間とは24ヶ月という意味ではなく、1年目・2年目という意味になります。例えば、4月に入学し、5月から年度一杯まで休学した場合、実質的には1ヶ月しか在籍していませんが、これは1年目とカウントします。実際1ヶ月の在籍では単位付与されず進級要件を満たせませんので、この方の場合は、翌年度に進級要件を満たせなければ在籍期間満了となり、大学から離籍しなければなりません。

ただし、年度を通じて（4月1日～翌年3月31日）休学した場合は、この年度は1年目としてカウントしません。逆に例え1日でも在籍（休学していない期間）があれば、1年目となります。

それ故、休学する場合には、休学の始期・終期に注意が必要です。

2. 修了要件

修了するためには、本大学院に2年間在籍した上で42単位の履修が必要となります。修了に必要な科目構成は、以下のとおりです。

- ・ 基礎科目 16単位以上
（ただし、各プログラムの指定する科目5科目（10単位）を履修すること）
- ・ 専門科目 14単位以上
（ただし、各プログラムの指定する科目群から8単位以上履修すること）
- ・ 実務科目 8単位以上
（ただし、各プログラムの指定する科目群から4単位以上履修すること）
- ・ 発展科目 2科目4単位以上
（ただし、各プログラムのワークショップIおよびIIを履修すること）

各プログラムの指定する科目（群）とは、科目表や時間割において、事業創再生はB、プロジェクト・オペレーションはP、ファイナンシャルリスクはF、ファイナンス・会計はA、サービス価値創造はSと表記されている科目です。

特に基礎科目については、各プログラムが指定している5科目全てを単位修得しなければ修了できませんので、注意が必要です。